社会福祉法人京都ライトハウス　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人京都ライトハウス（以下「本法人」という。）の定款第９条及び第２２条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

⑴　常勤役員（週の所定勤務日数が５日の者。）については、報酬、扶養手当、通勤手当、住居手当、休日出勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

⑵　非常勤役員Ａ（週の所定勤務日数が１日から４日までの者。）については、報酬、扶養手当、通勤手当、住居手当、休日出勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

⑶　非常勤役員Ｂ（非常勤役員Ａを除く非常勤役員。）及び評議員については、業務に応じた報酬及び通勤手当を支給することとし、扶養手当、住居手当、休日出勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当は支給しない。

２　常勤役員及び非常勤役員Ａ（以下「常勤役員等」という。）に対する退職手当は、常勤役員等が退任した場合は、その者（死亡による退任の場合は、その遺族）に支給する。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第３条　常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

⑴　報酬　別表第１に定める額

⑵　扶養手当　給与規程に定める「扶養手当」を準用して得た額

⑶　通勤手当　給与規程に定める「通勤手当」を準用して得た額

⑷　住居手当　給与規程に定める「住居手当」を準用して得た額

⑸　休日出勤手当　給与規程に定める「休日出勤手当」を準用して得た額

⑹　期末手当及び勤勉手当　給与規程に定める「期末手当」及び「勤勉手当」を準用して得た額（この場合、「給料」とあるのは「報酬」と読み替える。）

⑺　退職手当　給与規程に定める「退職手当」を準用して得た額

２　常勤役員が、職務のために出張したときは、旅費規程を準用して交通費、日当及び宿泊料（以下「交通費等」という。）を支給する。

（非常勤役員及び評議員の報酬の算定方法）

第４条　非常勤役員Ａに対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

⑴　報酬　別表第１に定める額に週の所定勤務日数を５日で除して得た割合を乗じた額

⑵　扶養手当　給与規程に定める「扶養手当」を準用して得た額に週の所定勤務日数を５日で除して得た割合を乗じた額

⑶　通勤手当　給与規程に定める「通勤手当」を準用して得た額（ただし、支給限度額は週の所定勤務日数を５日で除して得た割合を乗じた額）

⑷　住居手当　給与規程に定める「住居手当」を準用して得た額に週の所定勤務日数を５日で除して得た割合を乗じた額

⑸　休日出勤手当　給与規程に定める「休日出勤手当」を準用して得た額

⑹　期末手当及び勤勉手当　給与規程に定める「期末手当」及び「勤勉手当」を準用して得た額（この場合、「給料」とあるのは「報酬」と読み替える。）

⑺　退職手当　給与規程に定める「退職手当」を準用して得た額

２　非常勤役員Ｂ及び評議員に対する報酬の額は、別表第２に定める額とする。

３　前項の規定にかかわらず、同一日に連続して、複数の会議に出席し、又は会議及び法人業務のため出勤したときは、出席１回分の報酬を支給するものとする。

４　非常勤役員Ｂ及び評議員に対する通勤手当の額は、公共交通機関の利用を前提にして合理的で安価な経路を選択して得た運賃の額とする。

５　非常勤役員Ａ、非常勤役員Ｂ及び評議員が、職務又は法人業務のために出張したときは、旅費規程を準用して交通費等を支給する。

（本法人職員給与との併給）

第５条　本法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

２　前項の役員が、職務のために出張したときは、旅費規程に基づいて交通費等を支給し、本規程に基づく交通費等は支給しない。

（役員の報酬等の年間総額）

第６条　定款第２２条に基づいて評議員会が定める役員の報酬等の年間総額については、別表第３のとおりとする。

（報酬等の支給方法）

第７条　常勤役員等に対する報酬等の支給は、原則として銀行振込により行うこととし、その時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

⑴　報酬、扶養手当、通勤手当、住居手当及び休日出勤手当　毎月２０日（ただし、その日が休日に当たるときは前日とし、その日も休日に当たるときは前々日とする。）

⑵　期末手当及び勤勉手当　毎年６月３０日及び１２月１０日（ただし、その日が休日に当たるときは前日とし、その日も休日に当たるときは前々日とする。）

⑶　退職手当　任期満了、辞任又は死亡により退職した日から６か月以内の日

２　非常勤役員Ｂ及び評議員に対する報酬及び通勤手当は、当該会議に出席した都度、現金により支給する。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、並びに立替金及び積立金等（本人から申し出があったもの）を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第８条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

３　前２項において、月の中途に就任、退任又は解任があった場合の報酬額については、20日を分母として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第９条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次により端数処理を行う。

⑴　５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。

⑵　５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公表）

第１０条　本法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）

第１１条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第１２条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

（附則）

この規程は、２００９年１２月１日から適用する。

（附則）

１　この規程は、２０１７年度定時評議員会の日から施行する。

２　施行日の前日に常務理事の職にあった者の２０１７年６月分の給与については、当該月の末日まで常務理事の職にあった者とみなして給与を支給し、本規程に基づく報酬は支給しない。

（附則）

この規程は、２０１８年４月１日から施行する。

（附則）

この規程は、２０２０年４月１日から施行する。

別表第１　常勤役員及び非常勤役員Ａの報酬

|  |  |
| --- | --- |
| 役員名 | 報酬の額 |
| 理事長 | 月額４００，０００円 |
| 副理事長 | 月額３４１，０００円 |
| 理　事 | 月額２９０，０００円 |

別表第２　非常勤役員Ｂ及び評議員の報酬

⑴　理事（理事長及び副理事長を含む。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 日　　額 |
| 理事会等会議への出席 | 出席１回につき、所得税控除後の手取り額が１０，０００円となる額 |
| 上記以外の法人業務のための出勤 | 同　上 |

⑵　監事

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 日　　額 |
| 監事監査等への出席 | 出席１回につき、所得税控除後の手取り額が１０，０００円となる額 |
| 上記以外の法人業務のための出勤 | 同　上 |

⑶　評議員

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 日　　額 |
| 評議員会への出席 | 出席１回につき、所得税控除後の手取り額が１０，０００円となる額 |
| 上記以外の法人業務のための出勤 | 同　上 |

別表第３　役員の報酬等の年間総額

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 年間総額 |
| 理　　事 | ２６，０００，０００円  (職員兼務の理事の職員給与分を含む。) |
| 監　　事 | ３００，０００円 |